

十 七	十 六	十 五	十 四	十 三		十 二							十 一
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 支	償 還 額	償 還 限	後 の 利 子	第 二 期 以						初 期 利 子

平成十四年十一月二十日
 平成十四年十一月二十四日まで
 取扱店並びに取扱郵便局
 国債代理店及び国債元利金支払
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 額面金額百円につき百円
 平成十九年九月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を支払う。各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月十日
 後、その日以前六月間に属す

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.3}{100} \times 1/2$$

す次そが金と平
 る号の銀額し成
 期及翌行を、十件すは条税第第
 日び営休業支次年をる第九の特百十
 に第業業払の年満た子のの第置十六
 つ十日ににに算式にたより算出し期
 い三日にににたたり算出し期
 て号にににたたり算出し期
 おににににたたり算出し期
 い候うううううううううううううう
 ていて規定、

（を除く。）
 課税に係る要
 第三項に規定
 第四項若しくは
 第十條第一條
 第十條第六條
 第十條第十一條
 第十條第十四條
 第十條第十五條
 第十條第十六條
 第十條第十七條
 第十條第十八條
 第十條第十九條
 第十條第二十條
 第十條第二十一條
 第十條第二十二條
 第十條第二十三條
 第十條第二十四條
 第十條第二十五條
 第十條第二十六條
 第十條第二十七條
 第十條第二十八條
 第十條第二十九條
 第十條第三十條